平成30年度から　国民健康保険税の税率等を改正します

国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。我が国の国民皆保険制度を支える医療保険であり、将来にわたり安定的に運営していく必要があります。

４月号でもお知らせしたとおり、本町の国民健康保険は、平成20年度に保険税を改正して以来、据え置いてきましたが、医療費の増加などから平成28年度の決算は一般会計から繰入を行う実質赤字会計となり、今後も赤字が見込まれるため、保険税を改正いたしました。

加入者の皆様にご負担いただくことになりますが、国民健康保険財政を取り巻く厳しい状況に、ご理解とご協力をお願いいたします。

■国民健康保険税　税率改正表（年額）

分　類	内訳	改正前	改正後	増　減
医　療　分	所得割	6.50％	4.90％	－1.60％
	資産割	40.00％	28.00％	－12.00％
	均等割	27,800円	29,000円	1,200円
	平等割	28,000円	28,400円	400円
	限度額	540,000円	580,000円	40,000円
後期高齢者支援金分	所得割	1.20％	1.65％	0.45％
	資産割	9.00％	9.25％	0.25％
	均等割	7.000円	9,800円	2,800円
	平等割	6,000円	9,600円	3,600円
	限度額	190,000円	190,000円	－
介護納付金分（40歳～65歳未満）	所得割	0.60％	1.30％	0.70％
	資産割	6.60％	9.25％	2.65％
	均等割	4,400円	12,600円	8,200円
	平等割	3,800円	9,000円	5,200円
	限度額	160,000円	160,000円	－
合　　計	所得割	8.30％	7.85％	－0.45％
	資産割	55.60％	46.50％	－0.91％
	均等割	39,200円	51,400円	12,200円
	平等割	37,800円	47,000円	9,200円
	限度額	890,000円	930,000円	40,000円

■国民健康保険税の軽減制度

世帯の前年中の所得金額の合計額が、一定基準以下の世帯については、７割・５割・２割軽減に該当し「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。なお、軽減を受けるための申請の必要はありません。

ただし、世帯の中に所得の申告をされていない方がいる場合は、一定基準以下に該当しているか判定できないため軽減が適用されない場合があります。

平成30年度の地方税改正により、５割軽減および２割軽減の軽減判定所得の基準が見直され、国民健康保険税軽減対象となる範囲が拡大されます。

【改正前】

軽減割合	基準となる所得金額（世帯主、被保険者の所得の合計）
７割	33万円以下
５割	33万円＋（27万円×被保険者数）以下
２割	33万円＋（49万円×被保険者数）以下

【改正後】

軽減割合	基準となる所得金額（世帯主、被保険者の所得の合計）
７割	33万円以下
５割	33万円＋（27.5万円×被保険者数）以下
２割	33万円＋（　50万円×被保険者数）以下

※世帯主の所得は、国民健康保険に加入・未加入に関わらず、所得判定の対象となります。

◆６月号にて具体的な保険税の計算例をモデルケースを使って、ご説明します。

問い合わせ先　保健福祉課福祉係（内線272・273）　財政課税務係（内線216・217）